

2022年6月29日改正

定 款

共榮タンカー株式會社

1949年7月1日制定
1951年11月22日改正
1953年5月30日改正
1954年5月28日改正
1955年11月29日改正
1956年11月28日改正
1959年5月22日改正
1964年11月21日改正
1965年5月22日改正
1968年11月22日改正
1972年5月26日改正
1974年5月27日改正
1975年5月26日改正
1980年6月25日改正
1982年6月25日改正
1989年6月29日改正
1991年6月27日改正
1993年6月29日改正
1994年6月29日改正
2002年6月27日改正
2003年6月27日改正
2005年6月29日改正
2006年6月29日改正
2007年6月28日改正
2008年6月27日改正
2009年6月26日改正
2012年6月28日改正
2015年6月26日改正
2016年6月29日改正
2017年6月29日改正
2020年1月1日改正
2021年6月29日改正
2022年6月29日改正

共栄タンカー株式会社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は共栄タンカー株式会社と称する。
英文では KYOEI TANKER CO., LTD.と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 海上運送業
2. 海運代理業
3. 海運仲立業
4. 船員派遣事業
5. 船用品の売買および仲立
6. 船舶の売買
7. 倉庫業
8. 損害保険代理業
9. 不動産の売買、賃貸借、管理および仲介
10. 石油類製品の販売
11. 他の事業に対する貸付、保証および投資
12. 前各号に付帯し、または関連する事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合には、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、1,280 万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

- 2 株主総会は本店所在地またはこれに隣接する地、もしくは神戸市にこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

- 第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

- 第 18 条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は 10 名以内とする。
- 2 当会社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。

(選任方法)

- 第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- 4 監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(任期)

- 第 20 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

- 第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

- 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

- 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

- 第 24 条 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規則）

- 第 25 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（報酬等）

- 第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

- 第 27 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、

同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第 28 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 29 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 32 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 33 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 34 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(配当金の除斥期間)

第 35 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

- 第 1 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役であった者の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
- 第 2 条 現行定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 15 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下、「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。
 - 3 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。